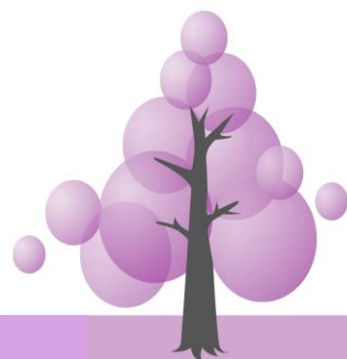




1 令和5年度 男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ



令和5年度中、「広報富士見」に掲載した男女共同参画啓発ページ「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」をまとめました。

内容／男女共同参画キーワード

- 6月号 ・ジェンダーギャップ指数 ～男女平等ランキング～
- 8月号 ・無償労働（家事・育児・介護など）
- 11月号 ・デートDVってなに？
- 2月号 ・メディアリテラシー



男女共同参画ひろば いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。



☎ 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【ジェンダーギャップ指数 ~男女平等ランキング~】

ジェンダーギャップ指数とは、各国の男女格差を示す指標のこと。世界経済フォーラム (WEF) が毎年公表しており、経済、政治、教育、健康の4つの分野から算出されています。令和4年の日本の総合順位は世界146か国中116位 (前回は156か国中120位) で、先進7か国 (G7) のうち最下位となっています。

分野	順位
経済	121位
政治	139位
教育	1位
健康	63位
総合	116位

女性の政策決定の場への参画

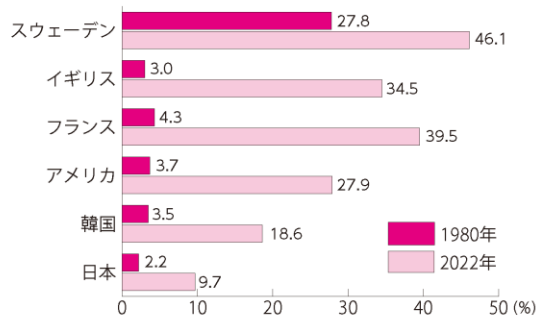
分野別で見ると、政治分野での日本の順位は139位と大変低いですが、その理由の1つに女性の国会議員の割合が少ないことがあげられています。

日本では、平成30年に議会議員の選挙で男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行されましたが、衆議院議員の女性の割合はいまだ9.7%と低く、諸外国ほどには増えていない状況です。

少子高齢化をはじめ男女の賃金格差や非正規雇用問題など、現代社会の問題には、社会の制度の見直しが必要な場合もあります。女性が政策決定の場に参画し、多様な視点を反映させることが重要です。

■ 諸外国の国会議員に占める女性の割合

この30年間、諸外国では女性議員を増やす積極的な取組み (性別などを基準に一定の比率を割り当てるクォータ制など) により成果を挙げています。



男女がともに活躍するために

多様な意見を取り入れようとする意識や、労働時間の短縮などの働き方の見直し、多様な働き方の普及、女性に偏りがちな「家事・育児・介護」などの家庭的役割分担の見直し、結婚・出産などにかかわらず生涯を通じて女性がキャリアアップできる環境を整えるなど、社会全体での取組みが求められています。

6月23日～29日は男女共同参画週間

無くそう思い込み、守ろう個性

みんなでつくる、みんなの未来。

～令和5年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ～

関連図書展示

とき 6月1日(木)～30日(金)

パネル展示 「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」

とき 6月16日(金)～23日(金) (最終日は午後4時30分まで)

※いずれも中央図書館で開催します。

募 講演会やセミナーを一緒に企画しませんか 男女共同参画推進会議メンバー (市民ボランティア) 募集

市では、男女共同参画に関するさまざまなテーマの講演会やセミナーを、市民ボランティアとの協働で開催しています。育児中や仕事をしているメンバーも活躍中です。気軽にお問い合わせください。

※市ホームページでも受け付けています。

問・申込先 人権・市民相談課 ☎271



男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

☎ 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【無償労働(家事・育児・介護など)】

市場で労働力を提供して対価を得る有償労働に対して、家事や社会的活動などの家族や他人に対価を要求しない労働を無償労働といいます。具体的には、家事、育児、介護、看護、買物、ボランティア活動などが含まれます。

無償労働も人々の生活を支える大切な労働ですが、日本ではその役割が大きく女性に偏っており、女性の社会進出を狭めている理由の一つと考えられています。

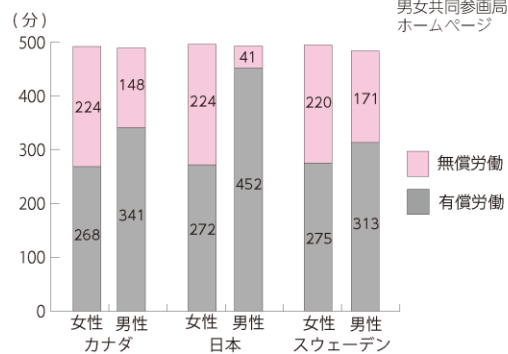
男性は家事より仕事が当たり前？

生活時間の国際比較(右図)を見ると、諸外国に比べ、日本は男性の有償労働時間が極端に長く、無償労働時間が極端に少ないという結果でした。

このような偏りは、女性の働き方にも影響を与えています。出産後にパートタイム勤務や非正規労働を選ぶ傾向や、管理職になる希望の持ちにくさ、介護・看護のための離職など、結果として男女で賃金の格差が生まれているといった現状があります。

「男は仕事(有償労働)、女は家事育児(無償労働)が中心」といった固定的な性別役割分担意識は減少傾向にあるものの、実際の働き方としては大きく変わっていないことが分かります。

■ 生活時間の国際比較



男女共同参画局ホームページ

令和2年版男女共同参画白書より抜粋(総労働時間が長い3国)

より良いバランスに向けて

男女共同参画の実現には、女性の社会進出と平行して男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが不可欠です。

しかし、「もっと家事・育児・介護を分担しましょう!」と言われても、有償労働時間が長いままでは変えることは難しいかもしれません。

家事・育児・介護などと仕事をより良いバランスにしていくためには、長時間労働を前提とした男性の働き方の見直しや、男女ともに時間当たりの収入が増えること、そして多様で柔軟な働き方ができるようにすることが求められています。



富士見市男女共同参画講演会

「女性のチャレンジと可能性～講談 フラガール物語(常磐炭鉱余聞)～」

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会を目指す講演と講談です。

廃坑の町を元気にした女性たちの映画「フラガール」の舞台、福島県いわき市出身の講師が、当時の思い出や炭鉱の歴史を、迫力たっぷりのいわき弁で語ります。

とき 9月3日(日)午後2時～3時30分
(開場：午後1時30分)

場所 鶴瀬コミュニティセンター

定員 250人(無料、申込順)

講師 神田香織氏

申込 8月1日(火)から直接または電話で 講師：神田香織氏

※市ホームページからも応募可

※手話通訳、要約筆記あり

問・申込先 人権・市民相談課 ☎271



男女共同参画ひろば いっぽいっぽ

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

自分らしく輝ける社会へ



図 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【デートDVってなに？】

デートDVとは、交際相手から行われる暴力行為のことをいい、身体的な暴力のほか、大声で怒鳴ることや、ほかの人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれます。

令和2年度の内閣府調査によると、20歳代の約2割がデートDVの被害経験があると答えています。「デートDV」の認知度は、配偶者間のDVと比べ低く、知らぬ間に被害者・加害者となる恐れがあります。

▶なぜ起きるの？

デートDVは、その人を独占したいなどの一方的な感情の押し付けから生まれ、相手を支配するための手段として暴力を選んでしまうことで被害が起こります。このような関係は、お互いを大切にできておらず、対等な関係ではありません。

暴力の種類 ～こんなことはありませんか～

■ 身体的な暴力

- 殴る ・ 蹴る ・ 物を投げる ・ 髪をひっぱる

■ 精神的な暴力(モラハラ)

- 怒鳴る ・ 暴言を吐く ・ 無視する

■ 金銭的な暴力

- いつもおごらせる ・ お金を借りても返さない

■ デジタル暴力

- メッセージのチェック ・ 数分おきの電話
- 連絡先の削除 ・ GPS機能の悪用

■ 性的な暴力

- 許可なく体を触る ・ 裸の画像の撮影を強要する

暴力のサイクル

暴力には、ある一定のサイクルがあり、加害者は暴力をふるった後、しばらくは優しくなるため、被害者は加害者から離れられなくなる場合も少なくありません。



男女共同参画関連情報

11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、期間中は全国のタワーやランドマークなどが紫色にライトアップされます。市では、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。



相談窓口 匿名で、性別問わず、どなたでも無料で相談できます(緊急の場合は110番通報)

■ 恋人・パートナーからの暴力

- DVお悩みチャット@埼玉
日・水・金曜/午後3時～8時30分(年末年始を除く)
- With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)
☎048-600-3800
月～土曜/午前10時～午後8時30分
(第3木曜・祝・年末年始を除く)
インターネット相談(24時間受付)
- 埼玉県婦人相談センター(年末年始を除く) ☎048-863-6060
月～土曜/午前9時30分～午後8時30分
日曜・祝日/午前9時30分～午後5時
- DV相談ナビ ☎#8008(はれれば)
- DV相談+ ☎0120-279-889(つながりはやく)



- 人権・市民相談課 DV相談、女性相談
☎272(P31無料相談参照)
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)
- 富士見市配偶者暴力相談支援センター
☎049-293-7260
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝を除く)

■ 画像流出被害など

- 警察相談専用電話(埼玉県警)
☎#9110(ダイヤル回線・一部IP電話は不可)
または☎048-822-9110(年中無休・24時間受付)

男女共同参画ひろば

いっぽいっぽ

自分らしく輝ける社会へ



市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会をめざして“いっぽいっぽ”取組みを進めています。

問 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【メディアリテラシー】

テレビ・インターネット・新聞などのメディアから発信される情報を正しく理解し、その真意を見抜いて活用する能力のことを「メディアリテラシー」といいます。メディアは私たちの生活に役立つ面がある一方、人の手で作られているため、作り手の思い込みや偏見、受け手を誘導する意図的なメッセージが隠れている場合があります。情報をうのみにせず、一度立ち止まって考え、読み解く力をつけることが必要です。

メディアとジェンダー

皆さんは、CMやドラマなどから「男は強たくたくましく」「女はやさしくおとなしく」「男の役割、女の役割」といった表現を見聞きすることはありますか。このような社会的・文化的に作られた性別を「ジェンダー」といいます。

子どものころから固定的な女性像・男性像や、性別によって役割や行動、考え方を決めるような表現を繰り返し見聞きしていると、知らないうちに偏ったイメージが形成されてしまう恐れがあります。ジェンダーによって、自分の生き方を制限しようとしたり、価値観を人に押し付けようとしたりしてしまう場合もあることから、メディアリテラシーを身に付けることはとても重要です。

男女どちらかに偏ったイメージはありませんか



■ ジェンダーにとらわれない視点を

価値観の変化や、ジェンダー平等に対する意識が高まる中で、CMなどで表現される偏った女性像・男性像に違和感を持ち、疑問の声を上げる人も増えてきました。

さらにSNSの普及により、情報を受け取るだけでなく、個人でも自由な情報発信ができるようになった現在では、誰もが発信により人を傷つけたり、不快にさせたりしてしまう可能性があります。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会に向けて、一人ひとりがジェンダーにとらわれない視点を持って行動することが求められています。

メディア表現をチェックしてみましょう

- 服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか
 - 仕事をしているのは男性、家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか
 - 内容に関係なく、人目を引くために女性の姿勢、身体の一部を使用していませんか
- (埼玉県「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」より)



男女共同参画セミナー

「性差別とメディア～テレビ・スマホの中のジェンダー～」

テレビやインターネットのCMの事例をもとに、メディアに潜む性差別に気付きましょう。

とき 3月2日(土)午後2時～3時30分

場所 鶴瀬西交流センター

定員 50人(無料、申込順)

申込 2月1日(木)からWeb・電話・窓口で

※子どもの同伴可

※手話通訳、保育あり(1歳～未就学児、2人、要予約)

問・申込先 人権・市民相談課 ☎271



講師/田中 東子 氏
東京大学大学院
情報学環・学際情報学府 教授



2 男女共同参画関連条例

富士見市男女共同参画推進条例

平成20年6月13日

条例第17号

改正 平成25年6月27日条例第22号

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、我が国の男女共同参画社会の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准や男女共同参画社会基本法の制定など、国際社会の取組と連動しながら進められている。

富士見市においても、人間尊重宣言都市として、人権を尊重した市政運営に努め、市民との協働により着実に男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく社会の制度や慣行は根強く残っており、社会の様々な分野で男女間の格差を生じさせるなど、依然として大きな課題を抱えている。また、急速な社会経済情勢の変化への対応が求められており、より一層、男女が平等に参画できる社会づくりの推進が必要とされている。

ここに、男女共同参画社会の実現に関して積極的に取り組むことにより、思いやりと活力に満ちた地域社会を形成し、魅力ある富士見市を築いていくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けての基本理念を定めるとともに、これに基づく市の施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女の個性及び尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住する者及び市内に在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 意に反した性的な言動により相手を不快にさせ、生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進に当たっては、次に定める事項を基本理念とする。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、かつ、公正に評価されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行を解消し、男女が社会における活動の選択を自由に行えること。
- (3) 女性の社会参画を推進するために、女性自らの意識及び能力を高め、主体的に行動できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動及び地域活動その他の社会生活における活動に共同して参画し、責任を分かち合えること。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活を営む権利が確保されるとともに、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項については、女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されること。
- (6) セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力を根絶すること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組を十分理解し、男女共同参画の推進に関する施策への反映に努めること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、教育に携わる者、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むこととする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、基本理念に基づき、男女平等及び人権尊重に関する教育を推進するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害にあたる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間の暴力的行為、性の商品化等を助長し、若しくはこれを連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるように努めなければならない。

(行動計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

2 行動計画は、男女共同参画の推進に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定める。

3 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置をとる。

4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

5 前2項の規定は、行動計画の見直しについて準用する。

(推進施策)

第11条 市は、男女共同参画を推進するため、次の取組を行う。

(1) 市民、事業者等の男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供等に努める。

(2) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者等との連携を図り、協働するために必要な情報の提供その他の支援を行うよう努める。

(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、関係機関との連携を図り、積極的格差の是正が図られるよう努める。

(4) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動を両立することができるように、子育て、家族の介護等のための環境整備を進めるとともに、子育て期の女性の就労に対する支援を行うよう努める。

(5) 性別による人権侵害の行為により被害を受けた者等からの相談を受け、被害者救済のための必要な支援を行うよう努める。

(6) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を妨げる要因について、調査研究を行う。

(7) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制の整備を行う。

(年次報告)

12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、年次報告書の作成及び公表を行う。

(富士見市男女共同参画社会確立協議会)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市男女共同参画社会確立協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、富士見市男女共同参画社会確立協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(平25条例22・追加)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平25条例22・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている「男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画」は、新たに行動計画を策定するまでの間は、第10条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

附 則 (平成25年6月27日条例第22号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○富士見市男女共同参画社会確立協議会条例

平成25年6月27日

条例第22号

改正 令和2年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、富士見市男女共同参画推進条例（平成20年条例第17号）第13条第2項の規定に基づき、富士見市男女共同参画社会確立協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の求めに応じ、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項について調査及び検討を行い、市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 男女共同参画に関係する団体が推薦する者
- (3) 人権擁護委員
- (4) 市内の小学校又は中学校の校長
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(令2条例42・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富士見市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 富士見市男女共同参画推進条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和2年12月22日条例第42号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。